



## CONTENTS

## I New Dean

法学研究科長就任のご挨拶

小松 浩 2

## II New Face

着任のご挨拶

大西 祥世 4

立命館大学に着任して

平野 哲郎 5

お決まりの自己紹介と初心

安保 寛尚 6

メープルの国から

村上 剛 7

着任のご挨拶

増本 充香 8

## III Sabbatical

ブリスベン・グリフィス大学での在外研究

小堀 眞裕 10

ケーテ・ハンブルガー・センター「文化としての法」

野口 雅弘 11

(ドイツ・ボン)での一年間

## IV Study Group

研究会

13

## V Research Grant

科研費

14

## 新法学研究科長挨拶

New Dean

## 法学研究科長就任のご挨拶

小松 浩 KOMATSU Hiroshi

2014年4月1日に、立命館大学大学院法学研究科長に就任いたしました小松浩と申します。どうぞよろしくお願いいたします。2009年4月に本学法学部に赴任して6年目で、「立命歴」は浅く、まだまだ「右も左も」わからず、戸惑ってばかりしております。

本年度、大学院法学研究科は、博士前期課程23名、博士後期課程1名の入学者を得ました。前期課程の入学者のこの間の推移をみてみますと、2010年度33名、11年度48名、12年度23名、13年度28名となっており、定員の60名を大きく割り込む事態となっております。こうした定員の半数にも満たない入学者の状況をいかに改善するかが、大学院法学研究科の最大の課題であると思います。

ちなみに、立命館大学大学院全体においても、この間入学者数が減少してきています。2010年度前期課程合計で1145名の入学者がいましたが、2012年度は920名、本年度2014年度は862名となっています。法学研究科に隣接した領域の研究科をみてみますと、公務研究科は、2010年度前期課程53名の入学者であったものが、2012年度39名、本年度2014年度は22名となっています。政策科学研究科は、2010年度前期課程25名、2012年度14名、本年度2014年度は6名となっています。このように大学院全体としても入学者が減少してきていますが、これが経済的事情によるものか否か、その他の要因によるものなのか分析する必要があると思います。さらに、この間、「就活で思うようにいかなかった」学生や公務員試験の再チャレンジ組などの入学者が少なからずいましたが、昨今の



就活状況の「好転」によりこうした入学者が減少することも予想されます。

入学者減という状況を打開するためには、まずは、「リーガル・スペシャリスト・コース」、「法政リサーチ・コース」で、どのような能力が身につく、どのような進路が開拓できるのか、説明会などで説明するのはもちろんですが、説明会などに足を運ばない学生たちに対してもいかに伝えていくかが課題であるといえましょう。幸いにして、前期課程修了者の就職状況は良好ですので、この点での訴求力は十分にあると思います。公務員試験の合格状況も良好ですので、他研究科との競合という問題もありますが、この点もアピールしていきたいと思います。

さらに、研究者養成も大きな課題です。本年度博士前期課程入学者のうち研究コースは3名でした。過年度でみても2013年度が3名、12年度1名、11年度1名、10年度1名で、極めて深刻な事態です。本学法学研究科は1950年の設立以来、多くの優れた研究者を輩

出してきた伝統があり、学会においても一定のプレゼンスを有しております。私の所属する憲法関係の学会でも、本学法学研究科ご出身の方々が多数ご活躍されています。また、本学法学部の教員スタッフの中にも少なくない本学法学研究科出身者の方々もいらっしゃいます。しかし、研究コースの入学生のこの間の推移をみますと、研究者養成、後継者養成という点でも大きな課題があるといわざるを得ません。法科大学院の設置も影響しているのですが、なぜ研究者志望の学生が減少しているのかを分析するとともに、私たち教員が、講義や演習を通じて、日常的に、学問の魅力、研究者になることの魅力を学生たちに伝えていくことが求められているのではないのでしょうか。

東京展開、「金融と法」東京講座の今後でも大きな課題です。本年度の受講生は8名、2013年度9名とこの間の受講者数は低迷しています。大学全体としても東京キャンパスをどう活用していくのが課題として提起され

ており、「金融と法」東京講座への「期待感」も示されているようですが、法学研究科としても、こうした現状を踏まえ、東京講座をどうするのかを真剣に考えなければならないといえましょう。

以上のように、「リーガル・スペシャリスト・コース」、「法政リサーチ・コース」においても、研究者コースにおいても、「金融と法」東京講座においても、さらには、大学全体としても、入学者の減少傾向がみられますが、入学者の増加に向けては、立命館大学大学院の高学費がその大きな障害のひとつになっていることは間違いがないでしょう。「本来はもっと勉強を続けたいけど、学費が……」、こうした声を今までも聞いてきました。学費の面で、大学院進学を諦めることがないよう、学費政策を真剣に検討することが急務であるといえましょう。微力ながらこの課題についても力を尽くしたいと思っております。みな様のご指導、ご協力をお願いする次第です。

(こまつ ひろし・憲法)



## 新任紹介

## New Face

## 着任のご挨拶

大西 祥世 ONISHI Sachiyo

2014年4月に本学法学部に着任しました大西祥世でございます。専門は憲法学です。このたび、本学で研究・教育に従事する機会をいただき、たいへんうれしく思っております。学生の皆さんが憲法や人権、政府のしくみを学んで、就職や社会的活動でそれぞれの希望がかなうといいと思っています。

私はこれまで、学際的・実証的な研究にも取り組んできました。職歴も多様です。大学教員の他には、たとえば、地方自治に関するシンクタンクの研究者、参議院議長の立法調査スタッフ、内閣府事務官を務めました。このようにいろいろな視点から憲法学を研究するようになったのは、研究者を志したきっかけが多少なりとも影響していますので、少し紹介させていただきたいと思います。

1995年夏に、中国の北京市郊外で開催された国連世界女性会議NGOフォーラムに、当時住んでいた神奈川県横浜市の市民派遣団の一員として参加する機会を得ました。その際、約半年間の事前の研修プログラムや会場で行うワークショップでの報告準備などを通じて、人権保障に関する法制度や人権をとりまく世界の状況についてある程度勉強して参加しました。しかし、実際のNGOフォーラムは刺激的で、衝撃を受けました。世界中の人々の多様性に驚き、議論の熱気に圧倒されながら、日本でも世界でも依然として人権や差別の問題が多く存在していることをつぶさに学ぶことができました。

こうした課題の解決に憲法学がどのような役割を果たすのか、勉強を深めたいと思い、大学院に入学しました。博士論文では、人権



保障について、個別の人権救済と司法権、政治及び行政の責任、当事者による権利の回復手法、国際人権基準の実現という視点から考察することによって、立法、司法、行政、地方自治、市民社会(NGO)、国際社会の取り組みとその成果としてつくられてきた憲法の構造について考察しました。

当時の問題関心は今でも持ち続けていますが、これまでさまざまな立場を得て研究を続けられたのは、今日まで多くの先生方にご指導いただく機会に恵まれたゆえであると、着任にあたり改めて感謝の気持ちを強くしています。なお、最近では、二院制議会における憲政と憲法、ならびに、国連グローバル・コンパクトなどが提唱する企業における人権尊重責任を中心に、研究に取り組んでいます。

京都での生活は初めてですが、できるだけ早く慣れて、研究・教育に励みたいと存じます。よろしくご指導ください。

(おおにし さちよ・憲法)

## 新任紹介

## New Face

## 立命館大学に着任して

平野 哲郎 *HIRANO Tetsuro*

このたび素晴らしい伝統のある立命館大学法学部の末席に列なることができたことは身に余る光栄です。以前から立命館大学で開催されている末川民事法研究会には参加させていただいており、立命館の民事法の先生とはお付き合いさせていただいておりました。また医事法研究の関係でも刑法の松宮先生、法社会学の渡辺先生とも交流があり、立命館大学にはなじみがあるので、安心して着任することができました。

簡単に自己紹介をいたしますと、埼玉県のパウゼ市（現さいたま市）生まれで、東京の大学を卒業した後、2年間の水戸での司法修習を経て、裁判官として8年間、横浜、札幌、大阪で勤務し、その間に1年間、シアトルのワシントン大学に留学をしました。大学時代に所属したゼミは憲法、刑法、知的財産権法だったのですが、裁判官としては主に民事事件を担当しました。その後、育児休業取得をきっかけに退官し、龍谷大学の法学部・法科大学院に12年間勤務しました。

立命館では法学部所属ですが、学部で倒産法とゼミを担当するほか、法科大学院でも民事訴訟法、要件事実論、民事執行法、司法制度論などを受け持つことになっています。

また、民事執行法・保全法の教科書のはしがきに、この分野の研究のパイオニアである吉川大二郎先生のことを書いたご縁から、大阪のきっかわ法律事務所にも客員弁護士として籍を置かせていただいております。

研究テーマは、医師など医療関係者の民事責任や医療訴訟を巡る問題、要件事実論などです。最近ではオーストラリアの医事法、医療



訴訟と日本の比較を中心に研究しています。

吉川先生と同じように立命館大学法学部教授をされながら弁護士活動もされていた佐伯千仞先生（刑法）の「理論の世界には疑うことの許されない権威はない」という言葉を胸に、生の事件にも取り組み、「汗のにおいのする研究」、「アカデミックな香りのするプラクティス」を実践したいと考えています。また学生法律相談部の顧問にもなりましたので、学生とともに社会貢献ができればと思っています。

趣味は読書で、読める以上の量の本を買ってしまいます。また健康のために水泳もできるだけしたいと思っています。京都の名所などを探訪して個人ホームページに風景写真をアップしています（ホームページは「平野哲郎の研究と趣味」で検索していただくことができます）。

修学館の研究室からは等持院の竹林を望むことができ、歴史と緑の豊かな衣笠の地で研

究と教育に携わることができますことを大変楽しみにしております。今後、よろしくお願

いいたします。

(ひらの てつろう・民事訴訟法、医事法)

## 新任紹介

### New Face

## お決まりの自己紹介と初心

安保 寛尚 *AMBO Hironao*

本年4月に法学部に着任しました安保です。「アンボ」と書いて「アンボ」と読みます、というのがお決まりの自己紹介です。「珍しい名前ですね」と言われるので、ルーツは東北にあるみたいで・・・ほら、「あんぽ柿」ってあるでしょう、なんてうっかり口を滑らすと、納得してもらえらるけれど以降当然「アンボ」定着自己紹介意味なしとなります。けれども実のところ、僕自身の地元は北海道江別市です。そう、慶祥中学・高校があるところなんです。しかもスクールバスが発着する大麻に実家があります。かつてAPUで教鞭を取ったこともあり、今度の着任に当たって立命館と特別なご縁を感じずにはいられません。僕は大麻高校（「オオアサ」と読みます。危険な高校ではないです、念のため）出身なのですが、最近では勝手に慶祥高校を卒業した気になっています。

さて、僕はラテンアメリカ文学を専門分野としております。と言ってもこれまで紆余曲折を経てまいりました。大学はスペイン語の専門課程で学び、当初は文化人類学に興味があったのですが、チリ大学に2年間留学する間に文学に傾倒していきました。学士論文ではチリの征服戦争を題材にした叙事詩『ラ・アラウカーナ』を、修士論文ではスペインの詩人フェデリコ・ガルシア＝ロルカの『ジブシー歌集』を取り上げました。そして現在は、キューバの国民詩人ニコラス・ギジェンと、



彼が重要な役割を果たした黒人芸術運動をめぐる研究を行っています。今の研究に至った経緯を遡ると、そこにはチリでの留学中、ある書店で偶然出会った詩集にたどり着きます。「ソングロ コソング ソングバー ソングロ コソング デ マメイ (…)」意味は全く不明なのに、声に出すと自然に生まれるリズムとシンコペーション、太鼓の連打を思わせる音の配列。こんな研究できるわけではないという理性的な声も、あふれる好奇心をついに抑えることができなくなったというわけです。

担当科目は主にスペイン語です。法学部に所属する一方で、全学の語学教育に携わる立場にあります。日々授業ごとにキャンパスを流浪しながら、こっちの学部の事務室のコーヒーをすすり、あっちの学部の事務室のコー

ヒーをすすりしています。まだわからないことだらけですが、さしあたって二つの目標を立てました。一つ目は、1年次で単位がそろったら初修外国語はいサヨウナラ、と言わせないように、スペイン語の魅力の深い沼に履修者を引きずり込むことです。カリキュラムの改革とまで行かずとも、特に2年生以上のスペイン語学習者の交流を図り、楽しく学習を継続できるような環境を作りたいと思っています。二つ目は、広大なスペイン語圏各地

で、法学部の学生がスペイン語だけでなく専門的内容も学べるように、短期・長期の留学プログラムを充実させることです。

こうして温かく迎え入れてくださったことに対する感謝の気持ちを忘れることなく、これらの目標の実現に向けて一步一步進んでいきたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

(あんぼ ひろなお・スペイン語)

New Face

新任紹介

## メープルの国から

村上 剛 *MURAKAMI Go*

はじめまして。本年4月より法学部に着任した村上剛(ごう)と申します。本学部には、行政学を教えていらっしゃいます村上弘先生がいらっしゃいますので、私のほうは「ごう」と名前で覚えていただければ幸いです。

私の専門は、政治行動・心理学です。とりわけ、世論の動向や政治意識の変化、選挙において有権者の政治知識・情報が投票行動に及ぼす影響などを研究しています。本学部の理念は「平和と民主主義」ですから、有権者が選挙でどのような認知、行動をし、それがどのような結果となって現れるのかを学ぶことは、民主主義のメカニズムを知り、実践を考える上で重要な意義があることだと考えています。

本学に着任する前は、合計で8年間、カナダのバンクーバーにあるブリティッシュコロンビア大学(UBC)で教育を受けていました。立命館の先生方や職員の方々のご存じかと思いますが、本学からは毎年沢山の学生がUBCに留学しており、去年私が教えていた日本政



治の授業にも、正規に履修・単位取得された学生もおりました。

さて、カナダと言えば、針葉樹林帯に代表される広大な自然、冬の大雪と厳しい寒さ、そしてあの国旗にも刻まれたメープルを思い浮かぶ方が多いのではないのでしょうか？残念ながら、それらのイメージはバンクーバーの実態にはあまり当てはまりません。確かに、バンクーバーは自然豊かな街です。しかし、

中心街や私が住んでいた大学周辺地域では、冬に雪が降ることは非常に少なく、気温もせいぜい零度くらいの日が多かったです。更にBC州は、メープルシロップの産地ではありません。(生産の9割はケベック州。)カナダのお土産のとして買うことはあるけれども、現地の人がスーパーなどでよく買ったり、毎日食べたりするのは見たことがありませんし、そういう話も聞きません。この点は、京都人にとっての八ッ橋に似ているかもしれません。

折角ですから、メープルシロップについて少しお話します。カナダの生産高は、世界の全生産の8割以上を占めているのですが、そのほとんどは輸出向け(8割がアメリカ)です。日本はカナダの超お得意様で、メープルシロップの輸入量は全体の約10%、メイプルシュガーに至っては、輸出量の約半分を日本が担

っています。政治との関連では、昨今TPPの問題で砂糖類の関税が焦点の1つになっていますが、メープルはまだ政治問題化してはいないようです。

では何故政治化していないかというところ、そろそろ紙面が尽きてしまいそうです。私の授業では、こうした些末な話を足掛かりに、政治の概念や理論、問題を学生に考えてもらいたいと考えています。バンクーバーでの留学経験を生かし、学生にとって身近なところから法や政治、民主主義の問題に興味を持ってもらえるよう、立命館での教育活動に尽力して参りたいと考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

ちなみに、メープルシロップはプレーンヨーグルトにかけるとおいしいです。

(むらかみ ごう・政治)

## 新任紹介

### New Face

## 着任のご挨拶

増本 充香 *MASUMOTO Mika*

平成26年4月に法科大学院に着任致しました増本充香と申します。平成22年4月より非常勤講師として、また、平成24年4月より客員教授として、民事法実務総合演習の商法の授業などを中心に担当をさせて頂いておりましたが、今般、ご縁があり、専任教員という形でお世話になることとなりました。

私は、大阪大学の出身ですので、本学とはご縁がなかったのですが、所属事務所の水野武夫弁護士が本学出身で、法科大学院で授業をさせて頂いているご縁で、お声をかけ頂きました。法科大学院でお世話になった当初からいつも感じることは、どの先生方も職員



の方々も、皆様とても優しく、親切にして下さる事です。特に専任教員となってからは、初めての事柄が多くあり、戸惑う日々ですが、丁寧にご説明頂き、また迅速にご対応頂き、本当に感謝しています。ありがとうございます。

私が司法試験の勉強をしている頃はまだ法科大学院がありませんでしたので、当初は、学生がどのように勉強をし、どのようなことに悩んでいるのか、また、法科大学院での生活がどのようなものであるのか、分からないことが多く、何をどのように教えてあげればよいのか悩む日々でした。特に、法科大学院は、年齢も経歴も様々な方がおられ、大学からそのまま法科大学院に進んだ方もおられれば、社会人として働かれた後、法科大学院に入られた方もおられます。各学生それぞれに色々な思いを持って、実務家になるという夢を実現するため、一生懸命勉強をしておられます。私は、そのような各学生の思いに応えられているのか、今も悩みながら授業をしている日々です。しかし、私自身が、プレッシャーを感じながら勉強をし、試験を受けて、弁護士という仕事をするようになった経験

を、法科大学院で同じようにプレッシャーと戦いながら一生懸命勉強をする学生達に、少しでも何かを伝えることができ、お役に立てればと願っています。そして、少しでも実務がどのようなものかを感じてもらい、興味を持って頂き、また、自身が実務で仕事をするようになったときのことを具体的にイメージして頂きながら、楽しく意欲的に勉強をしてもらえる手助けが出来ればと願っています。

まだまだ不勉強なことが多く、日々私自身も勉強をさせて頂きながら、学生と一緒に成長をさせて頂いています。実務の仕事と法科大学院の授業の準備で、慌ただしい日々を送っていますが、学生が生き生きと勉強に励んでいる様子や、興味をもって授業を聞いてくれたり、質問をしに来てくれたりすると、やはり忙しい中でもこのような機会を与えて頂いていることをうれしく思います。今後ともに法曹界を支える良き実務家の育成のために、少しでも手助けができればと願っています。

どうぞ宜しくお願い致します。

(ますもと みか・商法)



## 外留報告

## Sabbatical

## ブリスベン・グリフィス大学での在外研究

小堀 眞裕 *KOBORI Masahiro*

2013年8月から2014年3月まで、オーストラリア・ブリスベンのグリフィス大学で客員教授として研究を行ってきました。筆者は、大学院以来、20年以上イギリス政治を研究してきましたが、近年は日本とイギリスとの議院内閣制や憲法の比較を行ってきました。その研究を進めてくうちに、英連邦諸国の一つであるオーストラリアの議会の仕組みが非常に日本に似ていることが分かってきました。

しかし、日本ではオーストラリアの議会政治に関する研究が少なく、文献も限られ、ネット上などでも限られた情報しか得ることができなかったため、今回の在外研究は是非オーストラリアで行おうと考えておりました。

その中でも、グリフィス大学に行くことに決めたのは、同大学のガヴァナンス・公共政策センターに、非常に有名かつ重要な研究をしている研究者が多いことが分かったからでした。ブリスベンにある大学としては、クィーンズランド大学が有名で、グリフィス大学は歴史も比較的浅いのですが、政治学の研究

という点では、非常に力のある研究者が在籍していました。例えば、政治学の解釈的アプローチや、コア・エグゼクティブ論で有名なロッド・ローズ教授やパトリック・ウェラー教授、そして、立憲主義研究で有名なヘイグ・ペイターパン教授などが在籍しており、今回は大変有意義な交流ができました。

グリフィス大学は、大変研究に力を入れており、立命館大学と比べると学生数も少なく、規模は小さいですが、非常にたくさんの研究会や講演会が催されていたところが特徴的です。例えば、上記のセンターでは、開講中は毎週金曜日に同センターの研究会がランチタイムに行われ、発表者はANUや西オーストラリア大学などの他大学から呼ばれることも多く、私も10月に、写真の通り、日本の「ねじれ国会」について比較研究の観点から報告しました。また、同センターに隣接するアジア研究所の研究会も毎週木曜日のランチタイムに行われ、週に2回の研究会がほぼ定例で行われるという力の入れようでした。



グリフィス大学ガヴァナンス・公共政策センターでの筆者の研究会報告 (2013年10月25日)

また、イギリスなどのヨーロッパ諸国と比べると、研究者の日本に対する関心が高く、日本の政治に関して、とくに国際関係に関して同大学の研究者と議論する機会も非常に多くありました。また、指導教官のペイターパン先生とは、日本の大学とオーストラリアの大学との違いなどについて、良く議論しました。話の中では、オーストラリアの大学の先生の持ち駒は週2回が基本で、授業を全く担当していない先生方も少なからずいることや、著作や査読誌などでの論文掲載などでの

評価があることなどが話題に上りました。また、驚いたのが、研究費の多さで、正直なところ、文系なのに0が一つ違いました。どうやって、消化するんですかと聞くと、こうやって研究交流の飲食代とか、海外出張ですよというお答えでした。日本の大学も国際化を言うのであれば、授業担当の多さとか、研究費使用のけちっぷりも考え直す必要があるかもしれません。

(こぼり まさひろ・政治学)

## 外留報告

Sabbatical

### ケーテ・ハンブルガー・センター「文化としての法」 (ドイツ・ボン)での一年間

野口 雅弘 *NOGUCHI Masahiro*

二〇一三年四月から一年間、ドイツのボンにあるケーテ・ハンブルガー・センター「文化としての法」The Käte Hamburger Centre for Advanced Study “Law as Culture” という高等研究所の研究員 fellow として在外研究をする機会を得た。講義をお休みすることを許してくださった立命館大学法学部の同僚の皆さまと、代講を引き受けてくださった馬原潤二さん、内藤葉子さんには、この場をお借りしてあらためて御礼申し上げたい。

ケーテ・ハンブルガー・センターは、精神科学のための国際的で、学際的な思考空間を創設するためにドイツの文科省 (BMBF) が二〇〇七年から指定している研究拠点で、これまでに一〇の研究所が指定を受けている。ボンの「文化としての法」もこうしたケーテ・ハンブルガー・センターの一つで、グローバル化にとまなう法をめぐる諸問題を狭義の法学だけではなく、人文・社会科学のさまざまなアプローチから多角的に研究することを目



ケーテ・ハンブルガー・センター「文化としての法」

的としている。

文献学者、哲学者、文芸批評家のケーテ・ハンブルガー (1896-1992) は、女性としてはじめてドイツ文学の分野で教授資格を取得した人で、物語論の古典となっている『文学の論理』*Die Logik der Dichtung* の著者として知られている。その名前が高等研究所の冠になっているのは、彼女がナチス時代にも自由な研究を守り、その学問は慣習にしばられる

ことなく自由で、また領域の壁をこえて学際的に展開されたことによる。

この研究所のディレクターは法社会学者のヴェルナー・ゲプハルト教授 Prof. Werner Gephart で、私は一〇年ほど前に彼のもとで博士論文を書いた。今回、研究員として招聘されたのはこのご縁による。ちなみに拙著『闘争と文化——マックス・ウェーバーの文化社会学と政治理論』（みすず書房、二〇〇六年）の表紙のウェーバーの絵は彼が描いたものだ。

研究所では月に二、三度ほど、講演会やワークショップがあり、さまざまな分野の研究者の話聞く機会に恵まれた。法学の諸分野はもちろんのこと、哲学、芸術学、社会学、人類学、犯罪学、イスラム学など、研究員やゲスト・スピーカーの専門領域は実に多様だった。日本にいたらまず参加しなかったであろう研究会も多かったが、それはそれで楽しかった。

ボンに滞在しているあいだ、月刊『みすず』で「ボン便り」という連載をもち、ドイツ関連のいくつかのトピックについて比較的自由に書かせていただいた。社会民主党 SPD の選挙スローガン、フォン・トロツタ監督の映画「ハンナ・アーレント」と最近のアイヒマン研究（B・シュタンゲネット）、九月に行われた連邦議会選挙、ニュー・リアリズム研究の動向（M・ガブリエル、M・フェラーリス）、ドイツにおける丸山眞男の翻訳と受容などを取り上げた。

この連載の原稿を執筆するなかで、「包括政党」catch-all party という用語の生みの親として知られるオットー・キルヒハイマー Otto Kirchheimer, 1905-1965 に関心をもつようになった。この語は、ドイツのキリスト教民主同盟 CDU や日本の自民党のような、多様な利益や理念を抱え込む政党を指す。キルヒハイマーは一九二八年にカール・シュミット（当時ボン大学）のもとで学位を取り、亡命知識人としてアメリカに渡ってフランクフルト学



ボン大学

派に近いところで研究した人だが、詳細はあまり知られていない。本年度からの科研費のプロジェクト（「政党不信の政治思想史的研究」）のなかで、さらに詳しく取り組んでいく予定だ。

ケーテ・ハンブルガー・センターでの私の研究課題は、各国のウェーバー受容を手がかりにしながら、東アジアのリーガル・カルチャーについて考察することだった。ちょうど出発前の二〇一三年一月にヴォルフガング・シュヴェントカー『マックス・ウェーバーの日本——受容史の研究 1905 - 1995』（共訳、みすず書房）の翻訳を出したところだったので、その延長線上でこの課題を設定した。

帰国前の二月に Translational Gap of “Rights” in East Asia: A Comparative Study in the Light of Max Weber というタイトルで講演をした。ここでは、（ヨーロッパ言語の）“Rights” と（日本語の）権利のズレをウェーバーの比較宗教社会学の枠組みでとらえ直し、それに関わる言説の絡み合いを分析した。もちろんこの研究は、近年の日本の改憲論における権利の理解を批判的に検討することをその一つの動機としている。帰国後なかなか時間がとれないているが、この講演を含む研究の成果を、なるべく早い時期に形にしたいと考えている。

研究所のディレクターのゲプハルト教授は

アジアの研究者と提携拠点を探している。ドイツ語ができなくても、英語でのコミュニケーション可。ライン川に面した研究室も用意されている。外留先をお探しの方がいらしたら、喜んで仲介させていただきます。

<http://www.recht-als-kultur.de/en/>

(のぐち まさひろ・政治思想史)



研究所の前の景色ーライン川

Study Group	研究会
	2014年4月～6月

### ■法学部定例研究会：

- 14年4月26日 商法研究会：増本充香氏「社外取締役の設置にかかる議論と会社法改正の影響」、久保壽彦氏「信用保証協会をめぐる判例動向と金融実務」
- 14年5月7日 比較司法制度研究会：ヴァルター・レヒベルガー氏「オーストリアにおけるメディエーション」
- 14年5月22日 「現代日本における最高裁の役割と制度的・人的構成に関する実証的研究」第1回研究会：渡辺千原氏「最高裁判決行動の動向と課題：これまでの共同研究の整理」、斎藤浩氏「司法制度改革と最高裁判所」
- 14年5月28日 RiCKs 特別研究会「ヘイトスピーチとレイシズムを問うー日韓の教育現場と社会の有り方から」：多田一路氏「大学における政治的にセンシティブな問題と学問の自由ー私がしている憲法の授業ー」
- 14年6月7日 商法研究会：原弘明氏「社外役員の政治学的考察」、山下典孝氏「未必的保険金請求権の帰属主体を巡る検討ー簡易生命保険法55条1項2項の解釈との関係を中心として」
- 14年6月13日 「日本の最高裁判所ー最高裁判決と制度的・人的構成の関係」第2回研究会：池成洙氏「韓国における違憲決定の効力」
- 14年6月24日 「国家・大学間関係と大学の自治の制度構想研究会」第1回研究会：中島茂樹氏「新自由主義教育改革と大学法制の改変」

Research  
Grant

## 科研費

2014 年度

- 基盤研究 (B) 規範形成・社会的意志決定フォーラムとしての医療・科学訴訟の実証的・比較法的研究  
研究代表 渡辺千原
- 基盤研究 (B) 家事事件当事者の合意による解決と家事調停・メディエーション機能の検証  
研究代表 二宮周平
- 基盤研究 (C) 量化文解釈に基づく意味処理モデルの構築  
研究代表 藏藤 健雄
- 基盤研究 (C) 「市民の安心感」を手掛かりとした「立法の象徴化」現象の憲法的考察  
研究代表 植松健一
- 基盤研究 (C) 国際法秩序の中の国際労働法  
研究代表 吾郷真一
- 基盤研究 (C) 地域コミュニティによる小規模公共サービス供給の可能性—自治体内分権の比較事例分析  
研究代表 徳久恭子
- 基盤研究 (C) ドイツ語教育におけるツール活用型プロジェクト授業モデル開発と戦略的評価方法の構築  
研究代表 田原憲和
- 基盤研究 (C) 生命倫理問題におけるソフトローの意義と実態に関する研究  
研究代表 平野仁彦
- 基盤研究 (C) 人権条約の実施実現に向けた国際実施機関と国内実施機関の建設的対話  
研究代表 徳川信治
- 基盤研究 (C) 刑事司法における再犯リスク概念の明確化と評価方法の適正化に関する比較法的研究  
研究代表 森久智江
- 基盤研究 (C) 政党不信の政治思想史的研究——ウェーバーとキルヒハイマーを中心にして  
研究代表 野口雅弘
- 基盤研究 (C) 人権規範の一般国際法規範への影響とアジア諸国の対応  
研究代表 薬師寺公夫
- 基盤研究 (C) 行政責任の拡大とそれに伴う損害の法的調整に関する日仏比較研究  
研究代表 北村和生
- 若手研究 (B) 冷戦史のなかの日本＝ビルマ「特殊」関係—戦後日本と東南アジア 1951 - 74  
研究代表 吉次公介
- 若手研究 (B) 子会社利害関係者の保護と親会社の責任  
研究代表 清水円香
- 若手研究 (B) 受命判事の視点からみた大審院判決  
研究代表 木村和成

- 若手研究 (B) 司法と福祉の連携における社会復帰概念の明確化と適正な量刑手続に関する比較法的研究  
研究代表 森久智江
- 若手研究 (B) ドイツにおける行政活動に対する不作為訴訟の研究  
研究代表 湊二郎
- 新学術領域研究・公募研究 児童期の性的虐待被害者のレジリエンスを支援する時効法改革の提言  
研究代表 松本克美
- 挑戦的萌芽研究 オーストラリアにおける医師の民事責任に関する研究  
研究代表 平野哲郎

#### 編集後記

『立命館ロー・ニューズレター』は、今年度から毎年6月と3月の年2号発行となります。これからも、立命館大学法学部・法学研究科・法務研究科の活動・ニュースをお届けして参ります。

これまで毎年度第1号に掲載しておりました、所属各教員の「学会・研究活動報告」については、立命館大学ホームページの下記のデータベースをご覧いただきますようお願いいたします。

研究者学術情報データベース：<http://research-db.ritsumei.ac.jp>

ウェブページ左側のタブメニューから「所属別一覧」をクリックして、「法学部」「法学研究科」「法務研究科（法科大学院）」のそれぞれのリンクをたどって、各教員の研究業績一覧をご参照ください。

これからも『立命館ロー・ニューズレター』をよろしく願いたします。

(ニューズレター編集委員長 湯山智之)



立命館ロー・ニューズレター

第77号 (2014年6月)

編集：立命館大学法学会

ニューズレター編集委員会 (法学部研究委員会)

発行：立命館大学法学会

〒603-8577 京都市北区等持院北町56-1

TEL. 075-465-8177

FAX. 075-465-8294

URL. <http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/rlrindex.htm#nl>